

# 平成28年7月14日 中国運輸局法令試験問題

(指定地域・広島交通圏)

〔注意事項〕 試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・「個人タクシー事業」…………… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・「事業者」…………… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・「タクシー」…………… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の文について、正しいものに○印を、間違っているものに×印を、解答用紙に記入しなさい。

1. 個人タクシー事業者が、許可等に付された条件で許可を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合、個人タクシー事業の許可期限の更新は認められません。
2. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、一定の事項を記載しなければなりません。
3. 事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、1キログラムの玩具用の花火をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
5. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、譲渡譲受契約があれば認可を受けなくてもその効力があります。
6. 営業的割引は、主に需要喚起を目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）であって、他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないと認められれば、利用者間に不当に差別的取扱いをするものであっても設定することができます。
7. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、指定地域内の営業所にタクシーを配置しようとするときは、あらかじめ当該自動車の自動車登録番号、法人又は個人の別、車名及び所属営業所の名称を行政庁に届け出なければなりません。

8. 事業を休止中の個人タクシー事業者が、営業所の位置の変更を行いました。この場合、休止中であることから事業計画変更の手続きは必要ありません。
9. 個人タクシー事業者が、発地及び着地のいずれもが許可等を受けた営業区域外となる旅客の運送をした場合は、道路運送法違反になります。
10. 自動車の使用者は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければなりません。
11. 地方運輸局長は、道路運送法の規定で、法律の施行に必要な限度において一般旅客自動車運送事業者に事業に関する報告をさせることができることとされています。
12. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡し、又は貸与してはなりません。
13. 自動車事故報告規則に規定する自動車事故報告書の事故の種類区分における「踏切」とは、当該自動車が踏切において、自動車と衝突し、又は接触したときをいいます。
14. 個人タクシー事業者がいわゆるタクシー無線を設置しようとするときは、道路運送法に規定する手続が必要です。
15. 旅客が危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を携帯していることが判明した場合であっても、運送の途中であるときには、当該旅客に対し運送の継続を拒絶することはできません。
16. 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき三ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
17. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書には、示談書を添付することが義務づけられています。
18. 一般乗用旅客自動車運送事業者が、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を変更しようとするときは、変更を必要とする理由を記載した認可申請書を提出しなければなりません。
19. 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業の休止をしようとするときは、あらかじめその旨の届出を行わなければなりません。

20. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両のウインド・ウォッシャー及びワイパーについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。
21. 旅客自動車運送事業等報告規則に定める実車率算出に係る算式は「走行キロ×実車キロ×100」です。
22. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から2週間以内にその旨を届け出なければなりません。
23. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。
24. 個人タクシー事業者の車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が変わった場合、事業計画変更の手続きが必要です。
25. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
26. 事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する場合は、道路運送法に規定する認可手続きが必要です。
27. タクシー乗務員は、旅客を運送中にタクシー車内で喫煙することはできません。
28. 個人タクシー事業者が死亡したときは、相続人が相続による事業継続認可申請書を提出した場合に限って、相続人はその旨を届け出る必要はありません。
29. 旅客自動車運送事業者は事業用自動車に係る事故の記録を1年間保存しなければなりません。
30. タクシーの前面ガラスに、運転者が交通状況を確認するために必要な視野が確保できていると考えられる場合であっても、前面ガラスにはり付けるものには制限があります。
31. タクシー事業者は、金額の多少にかかわらず運賃又は料金を収受した場合、旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収書を発行しなければなりません。

32. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両）内では、旅客は喫煙を差し控えてもらう旨が規定されています。
33. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあつては、「個人」又はタクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示灯に表示するように定められています。
34. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。
35. 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であつて、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。

問2. 次の文章は、法令に基づく条文です。文中の【 】の中に入る正しい語句を下記の口の中から選び、記号を解答用紙に記入しなさい。

### 道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

- 第三十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、【 ① 】な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、【 ② 】の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の【 ③ 】又は変更を命ずることができる。

### 道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（移転登録）

- 第十三条 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から【 ④ 】以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の申請を受理したときは、第八条第一号若しくは第四号に該当する場合又は当該自動車に係る【 ⑤ 】が有効なものでない場合を除き、移転登録をしなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の申請について準用する。
- 4 第十条の規定は、移転登録をした場合について準用する。

ア. 十五日	イ. 不当	ウ. 一部	エ. 所有権	オ. 特別
カ. 停止	キ. 二週間	ク. 不正	ケ. 中止	コ. 自動車検査証
サ. 延期	シ. 特定	ス. 一月	セ. 不利	ソ. 譲渡証明書

氏名 \_\_\_\_\_

平成28年7月14日実施 中国運輸局（指定地域・広島交通圏）

法令試験問題

解答用紙

問1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--